

一宮市告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、一宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年一宮市条例第 37 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 6 日

一宮市長 中野 正康

1 指定管理者の名称

社会福祉法人一宮市社会福祉事業団

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

別紙のとおり

3 管理を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

別紙

一宮市いきいきセンター等

名 称	位 置
一宮市神山いきいきセンター	一宮市野口 1 丁目 6 番 22 号
一宮市奥いきいきセンター	一宮市奥町字八瀬割 28 番地
一宮市葉栗いこいの広場	一宮市光明寺字畠手 37 番地 1
一宮市浅野いこいの広場	一宮市浅野字八剣 67 番地 1
一宮市時之島いこいの広場	一宮市時之島字杣先 8 番地 1
一宮市丹陽いこいの広場	一宮市多加木三丁目 5 番 11 号
一宮市浅井いこいの広場	一宮市浅井町前野字西藪 34 番地
一宮市北方いこいの広場	一宮市北方町北方字新堤下 144 番地
一宮市重吉いこいの広場	一宮市丹陽町重吉字北屋敷 380 番地
一宮市千秋いこいの広場	一宮市千秋町佐野字下川田 48 番地 1
一宮市ますみいこいの広場	一宮市真清田 1 丁目 2 番 30 号
一宮市開明いこいの広場	一宮市開明字神明郭 4 番地
一宮市木曽川いこいの広場	一宮市木曽川町黒田字北野黒 165 番地
一宮市木曽川西部いこいの広場	一宮市木曽川町里小牧字道路寺 45 番地

一宮市つどいの里

名 称	位 置
一宮市三条つどいの里	一宮市三条字賀 11 番地 1
一宮市小信中島つどいの里	一宮市小信中島字中平 5 番地
一宮市朝日西つどいの里	一宮市上祖父江字下り江 8 番地 1
一宮市玉野つどいの里	一宮市玉野字渕ヶ巻 2 番地